

Cloud Robotics API 利用規約

ソフトバンクロボティクス株式会社（以下「当社」という。）は、Cloud Robotics API 利用規約（以下、「本規約」という）を定め、本規約に同意した企業（以下「本企業」という）に対し、Cloud Robotics API（以下「本 API」）を提供する（以下「本サービス」という。）。

当社は、当社が必要と判断する場合、本企業へ通知、又は当社ウェブサイトに掲載することにより、予告なく本規約を変更できるものとする。本企業は、本規約の変更後の本サービスを利用した場合、変更後の本規約に同意したとみなされるものとする。

第 1 条（本規約の適用範囲）

本サービスは、Pepper パートナープログラムが認定したロボアプリパートナー (Basic) 企業でかつ、本 API の申込登録が完了した本企業を対象とする。但し、申込登録数には上限を設け、その数は当社の定める所とする。

※ロボアプリパートナー：法人単位で実技試験に合格し、かつ筆記試験合格者を擁する企業。

第 2 条（ID、キーの付与）

当社は本企業に対して、本サービス活用のための、ID とキーを付与する。なお、付与された ID とキーを別企業に譲渡することを禁ずる。

第 3 条（提供内容）

1. 本規約に同意し、サービス登録した企業に以下を配布する。
 - ✓ 本 API 活用のための ID・キー
 - ✓ 本 API 利用方法に関してのドキュメント（以下、「本ドキュメント」という）

※ID・キーの活用方法については本ドキュメントを参照
※本 API の詳細、活用方法については本ドキュメントを参照
2. ドキュメントの再配布は禁止とする。
3. 当社は、事前又は事後の通知を行うことなく当社の判断にて随時、本 API の内容につき変更等を行うことができるものとする。本企業が本 API の変更等があった後に本 API を利用した場合には、本企業は、当該変更等の内容を十分に理解し、これに同意したうえで本 API を利用したものとなされる。
4. 当社は、事前通知のうえ、当社の判断にて随時、本 API の全部、又は一部の提供を廃止することができるものとする。

第 4 条（有効期間）

本サービスの有効期間は、2017 年 6 月 30 日までとする。同日をもって、事前の通知なく、本サービスは終了される。

第 5 条（利用料金とサービス利用上限）

1. 本 API は無料で提供され、登録、サービス利用時ともに利用料金等の支払いの必要はない。
2. 利用料金 10 万円に相当する分を、本 API の利用上限とする。
3. 有効期間満了前であっても、前項の利用上限を越えると自動的に本企業を対象とした本サービスは停止され、本 API が活用できなくなる。各種 API の利用回数に応じて、利用上限を計算するための課金計算がされるが、本企業からの利用状況（現時点でいくら分使用したか 等）の問い合わせには回答しない。

第 6 条（保障範囲）

1. 当社は、本 API の Service Level Agreement (SLA) については一切の保証をしない。疎通不可、速度低下または停止など、API 利用中にあらゆるサービスレベル低下の可能性がある。
2. 各 API を活用したアプリケーションは本企業の社内での活用を前提としているが、本企業の責任で、本企業の顧客に対して提供することができる。但し、金銭の授受が発生する商用利用は不可とする。
3. 本 API 活用による Pepper の故障などについても保証の対象外となる。ユーザー起因の故障と認定される。
4. 当社は、本 API の利用したこと、またはできなかったことにより本企業が被った損害につき一切の責任を負わないものとする。

第7条（個人情報利用）

1. 当社は、以下の目的のため、本企業の個人情報（氏名、連絡先、ご契約内容及び当社が本企業に関して取得する個人情報）を取得・利用する。
 - (1) サービス提供・保守サポート、請求、その他関連する業務
 - (2) ご意見、ご要望、お問い合わせなどへの対応
 - (3) 商品の企画・開発及び契約者満足度向上策などの検討を行うためのアンケート調査
 - (4) 当社で取り扱っている商品・サービスなどに関する営業上のご案内
 - (5) ご利用状況の分析、各種施策実施のための分析及び施策の効果測定
 - (6) 品質改善・応対サービス向上のための分析調査
 - (7) 法令の定め又は行政当局の通達・指導などに基づく対応
 - (8) 本サービスの提供期間終了後も、本企業サポートのため、本企業の個人情報を保管することがある。なお、上記目的の達成のため、本企業の個人情報を当社よりソフトバンク株式会社に、書面の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により提供する。
 - (9) 当社のプライバシーポリシーについては下記 URL の通り。
(10) <http://www.softbank.jp/corp/group/sbr/privacy/>
2. 当社は、取得した個人情報を、上記項目で定めた場合を除き、ご本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、利用目的を達成するための必要な範囲で、個人情報を業務委託先に提供することがある。この場合においても、当社は業務委託先に対し、提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切に管理する。

第8条（守秘義務）

1. 本企業及び当社は、口頭又は書面を問わず、相手方から開示を受けた技術情報、営業情報その他一切の情報（以下「機密情報」という）を相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に開示又は漏洩し、若しくは本規約の目的外に使用してはならない。但し、以下の各号の一に該当する情報は、機密情報とはみなされない。
 - (1) 相手方からの開示の時点で既に公知のもの。
 - (2) 本企業又は当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
 - (3) 本企業又は当社が開示後、情報を受領した当事者の責によらず公知又は公用となったもの。
 - (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - (5) 相手方から開示された機密情報によることなく独自に開発されたもの。
 - (6) 法律、規則、政府ないしは裁判所の命令等によって開示が義務付けられたもの。
2. 本企業及び当社は、相手方から受領した機密情報について、情報開示の目的の達成もしくは達成不能により機密情報を所持する必要がなくなった場合、及び本サービスが終了した場合は、相手方の指示により、直ちに機密情報及びその複製物を返還し、又は廃棄処分するものとする。

第9条（責任）

本企業は、自己の責めにより、本企業の取り扱う商品又はサービスの提供、及び商品又はサービス

の提供にかかる本企業の顧客との契約につき当該顧客との間でトラブルや事故が発生した場合、当社に遅滞無く通知の上、自己の責任で解決するものとし、その責任を負うものとする。

第 10 条（再委託）

1. 当社は、自己の責任と負担により、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。
2. 本規約第 8 条の定めにかかわらず、当社は、再委託先に対し、本企業から開示を受けた機密情報を、自己の責任により開示することができるものとし、当社の再委託先の責に帰すべき事由により本企業が損害を被ったときは、当社は当該再委託先と連携してその損害を賠償する責任を負うものとする。

第 11 条（期限の利益の喪失）

1. 当社は、本企業が下記の各号の 1 つに該当する事態が生じた場合、何等の通知、催告を要せず、直ちに本サービスの全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本規約の条項の 1 つにでも違反し、当社からの相当の期間を定めた催告をうけたにもかかわらず、期間内にその違背を是正できなかったとき。
 - (2) 支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等の申し立てをしたとき、又は申し立てを受けたとき。
 - (3) 仮差押え、差押え、仮処分又は競売手続の開始があったとき、租税公課を滞納して催促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。
 - (4) 合併によらない解散、合併、会社分割を行ない、本サービスの継続が困難になったとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (6) 営業の廃止、又は合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (7) 自己又はその役員、従業員が反社会勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体をいう。）と関係したことが明らかになったとき、または自ら反社会的勢力を名乗り、当社の名誉・信用を毀損する等の行為を行ったとき。
2. 本企業は、前項各号の 1 つに該当する場合には、当社の請求により、本サービスに基づく債務について全ての期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとする。

第 12 条（解約）

当社は、本サービスの有効期間中といえども、1 ヶ月以上前に書面で予告することによって、本サービスを解約できる。この場合、当社は、本企業に対して、当該解約を理由とする損害を賠償する責任を負わない（当該解約以外の理由による相手方の損害についての責任まで免れるものではない。）。

第 13 条（権利譲渡の禁止）

本企業及び当社は、本規約に基づく権利、義務を相手方の書面による了承なしに、第三者に譲渡、承継させ、又は担保に供してはならない。

第 14 条（信義則）

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、両者間で誠意をもって協議し決定するものとする。

第 15 条（合意管轄）

本規約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則 本規約は平成 29 年 3 月 1 日より適用いたします